

2021年8月18日

株 主 各 位

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
代表取締役社長 大 舩 宗 徳

臨時株主総会及び

普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月2日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。もしくは、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年9月2日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月3日（金曜日）午前10時（受付：午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
OMMビル2階 201～204会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

【臨時株主総会】

報告事項

1. 第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議 案

定款一部変更の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

議 案

定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、
法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://onkyo.com/>)に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添
付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の財産及び損益の状況
- ②事業報告の主要な事業内容
- ③事業報告の主要な事業所及び工場
- ④事業報告の使用人の状況
- ⑤事業報告の主要な借入先の状況
- ⑥事業報告のその他企業集団の現況に関する重要な事項
- ⑦事業報告の株式の状況
- ⑧事業報告の新株予約権等の状況
- ⑨事業報告の会計監査人の状況
- ⑩事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ⑪連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ⑫連結計算書類の連結注記表
- ⑬計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑭計算書類の個別注記表
- ⑮連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び
会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じ
た場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見
合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申しあげま
す。株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状
況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配
慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社運営スタッフにつ
きましては、マスクを着用しての応対及び密接・密集を防ぐため、座席間隔をあけ
た座席配置等を検討しており、例年よりも会場の座席数が減少する見込みのため、ご
入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、何卒ご了承賜りますようお願い
申し上げます。あわせて、お土産につきましても本株主総会においても控えさせてい
たきます。

インターネットによる議決権行使の手順

- ・スマートフォンの場合（1回目）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不
要です。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を
読み取りいただくことで、ログインできます（上記方法での議決権行使は1回に限り
ます。）。以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。QRコードは株
デンソーウェブの登録商標です。

- ・パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしてくださ
い。議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力
いただき、「ログイン」をクリック。「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、
「新しいパスワード（確認用）」のそれぞれにご入力いただき、「送信」をクリッ
ク。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。以降は画面の入力
案内に従って賛否をご入力ください。

- ・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-173-027（通話料無料）
受付時間：午前9時から午後9時まで

同一の株主様が書面及びインターネットによる双方の議決権行使をした場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして扱うこととし、インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の経営成績

当連結会計年度におけるグローバル経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した影響により、消費や投資の落ち込みが継続し依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の下、当社グループは、ホームAV事業売却の方針を一旦変更し、2020年7月31日付「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」とおとり、固定費の削減を実現し、営業債務の支払い遅延が解消され、従来から強みのあったビジネスに注力できれば、利益を確保できる体制が整ったホームAV事業を中核事業化し、OEM事業、その他事業のさらなる成長を目的として、これらの事業を分社化し、資本調達や株式の一部売却など将来的な資本提携等に向け、外部との協議・交渉を進めることといたしました。

そして、デット・エクイティ・スワップや包括的株式発行プログラム（“STEP”）による資本増強に加え、株主総会決議の承認をもってEVO FUND を割当予定先として株式の有利発行や議決権のない種類株式の発行等により2021年3月末までに債務超過を解消し上場廃止を回避することを目指してまいりました。

しかし、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使について、EVO FUNDとして、最終的にその行使をしない判断をされ、2021年3月31日付「2021年3月期通期連結業績予想の公表及び純資産の状況並びに営業外費用及び特別損失計上見込みに関するお知らせ」にて公表しましたとおとり、債務超過を解消することができない見通しとなり、東京証券取引所ジャスダック市場の上場廃止基準に抵触することとなりました。

AV事業においては、国内ホームオーディオ市場が縮小傾向にある中、堅調に推移している住宅向けインストールビジネスの販売を強化してまいりました。また、Klipsch社のスピーカーシステムに加えイヤホン等取扱商品も拡充し輸入オーディオ事業としても好調に推移、市場からも高い評価を得ております。こうした高付加価値商品を積極的に展開し、利益性の改善に努めてまいりました。

米国においては新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長くなったことから、ホームシアターシステムの需要が増加傾向にありま

す。米国市場での流通・販売面での体制強化のため、VOXX International Corporationの子会社である11 Trading Company LLCと米国における販売代理店契約を締結、VOXX社が有する営業力と販売網の広さによりAVレシーバーの販売も好調に推移しております。また、オセアニア地域においてはカスタムインストールビジネス強化のためControl4 APAC Pty Ltd.とIntegraブランドの製品販売代理店契約締結、販売を進めてまいります。

デジタルライフ事業においては、高付加価値のワイヤレスイヤホンに加えて人気アニメやファッションブランドとのコラボ製品が堅調に推移いたしました。日本国内では、販売代理店として海外ブランド商品の取り扱いを進めており、Klipsch社のワイヤレスイヤホンに加え同社ブランド初のスポーツタイプの完全ワイヤレスイヤホンを発売、事業の強化に結び付けております。また、カスタムインイヤーマニターのラインナップも拡充し、高付加価値提案を進めてまいりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークが急速に広がりを見せている中で、オンライン会議等で簡単に円滑なコミュニケーションを取ることができる“RAYZ Rally”のラインナップ展開、ワイヤレスネックスピーカー等を含めたテレワーク需要への対応強化を図ってまいりました。

OEM事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な自動車市場の低迷により、当社の車載スピーカー事業も影響を受けましたが、生産、販売活動も順次回復し顧客からの需要も戻りはじめ新型コロナウイルスと共存しつつ操業を確保しております。そして、成長軌道へ向け生産能率や直行率の改善などによる原価低減、及び販路拡大に向けた活動を積極的に進め、新規受注獲得にも積極的に取り組んでまいりました。また、様々な形で活用が期待される加振器「Vibtone（ビブトーン）」においても、用途に応じた提案により新規市場創出、受注の拡大に向けた営業活動に尽力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比59.3%減収の88億73百万円となりました。営業損益につきましては前年同期比14億28百万円改善の39億18百万円の営業損失となり、経常損益は前年同期比13億51百万円改善の43億17百万円の経常損失となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、貸倒引当金繰入額17億26百万円、減損損失1億7百万円、臨時損失2億18百万円等を特別損失に計上し、前年同期比40億11百万円改善の58億69百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

当社は経営基盤の強化に努め、安定的な配当を維持することを基本方針としておりますが、債務超過の解消に至っていないことにより、誠に遺憾ながら当期配当は無配とさせていただきます。

② 事業セグメント別の業績

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. AV事業

AV事業における売上高は、日本国内では住宅メーカー向けのインスツールビジネスをはじめとした高付加価値商品に注力したものの、主力のマレーシア工場は新型コロナウイルス感染症の影響を受け限定的な稼働が続きました。その後は、新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら生産活動を再開しております。しかしながら営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請され部品調達等への影響により生産を縮小・停止せざるを得ず顧客の要望に対して充足されない状況が続いたことから、販売機会を損失し売上が減少、前年同期比70.2%減収の34億58百万円となりました。

損益につきましては、人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化、拠点集約などの合理化策を実行に移した結果、固定費は大幅に減少したものの、売上高減少に伴う売上総利益の減少により、前年同期比1億93百万円改善の14億6百万円のセグメント損失にとどまりました。

b. デジタルライフ事業

デジタルライフ事業における売上高は、日本国内を中心に高付加価値のワイヤレスイヤホンに加え、人気アニメやサマンサタバサ、FULL-BKブランドとのコラボ製品も堅調な販売となりました。日本国内において代理店販売を開始したKlipsch社のワイヤレスイヤホンも新商品導入も含め好調に推移いたしました。また、カスタムインイヤーマニターの商品の拡充を行い、最先端の当社のマグネシウムドライバーを用いたモデルは、ミュージシャンやお客様から高い評価をいただいております。しかしながら、AV事業と同様に新型コロナウイルス感染症による生産委託工場の操業ダウンによる生産減少の影響や、営業債務の支払い遅延が継続したことで、一部取引先から取引条件の見直しを要請されており、生産を縮小・停止せざるを得ない状況に陥ったことから、販売機会損失による売上減少が発生し、前年同期比54.2%減収の16億60百万円となりました。

損益につきましては、売上高減少により売上総利益は減少したものの、高付加価値製品の販売に注力し、採算性を追求した結果、前年同期比4億22百万円改善の4億79百万円のセグメント損失となりました。

c. OEM事業

OEM事業における売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に自動車市場が低迷、それに伴い受注減少、工場の操業にも影響を受け売上高も減少し、前年同期比42.9%減収の37億53百万円となりました。

損益につきましては、人員の削減などにより固定費が減少したものの、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少に伴い売上総利益は減少し、前年同期比4億7百万円悪化の6億74百万円のセグメント損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、85百万円であり
ます。また、当社が保有する三重県の土地及び建物を譲渡し、2021年2月
19日に引き渡しが完了いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により、第8回新株予約権
については、378,000個の行使が実行されており、約5億45百万円、第10回
新株予約権については、2,400,000個の行使が実行されており、12億円の資
金調達を行いました。

さらに、第三者割当による募集株式を発行し、2020年4月13日に1億80
百万円、2020年6月5日に15億62百万円（デット・エクイティ・スワップ）、
2020年8月27日に4億37百万円、2020年9月16日に約4億円、2020年10月
20日に約2億43百万円、2020年11月9日に約2億9百万円、2021年3月30
日に21億57百万円（デット・エクイティ・スワップ）の資金調達を行いま
した。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり企業再編
を行っておりました。

当社は、2020年9月25日開催の臨時株主総会において当社商号をオンキ
ヨー株式会社からオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に変更す
る定款変更、ホームA V事業を核に積極的な事業・業績の立て直しを実現
する方向に大きく方針転換するため、当社の完全子会社であるオンキヨー
& パイオニア株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約及び従来当
社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社に、A I、ハイ
レゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業はオンキヨー株式
会社に、それぞれ承継し、当社がこれまで展開してきた事業領域を超えて
こそ、さらなる成長が図れるものであり、当社グループ外との協業、協力が
不可欠であるため、それら事業を分社化し、各事業を独立採算の会社と
することで、資本調達やその株式の一部売却など将来的な資本提携等に向
けた外部との協議・交渉を進めやすくし、また、各社の意思決定を迅速化
することで、事業戦略をより推進できる体制を構築することを目的とする
新設分割計画について決議いただき、それぞれ2020年10月に実行しており
ます。

2. 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
オンキョーサウンド株式会社	100百万円	100%	OEM事業
オンキョー株式会社	100百万円	100%	デジタルライフ事業
オンキョー&パイオニア マーケティングジャパン株式会社	100百万円	100%	AV事業 デジタルライフ事業
オンキョースポーツ株式会社	10百万円	85%	デジタルライフ事業
Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation	2,000千US\$	100%	デジタルライフ事業
Pioneer & Onkyo Europe GmbH	561千EUR	100%	OEM事業
Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	51,275千HKD	96.34%	AV事業 デジタルライフ事業 OEM事業
安橋(上海)商貿有限公司	5,000千元	96.34%	AV事業 OEM事業
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.	17,128千RM	100%	AV事業 OEM事業
上海安橋電子有限公司	23,639千元	98.73%	OEM事業
広州安橋音響有限公司	47,420千元	98.73%	OEM事業
Minda Onkyo India Private Limited	660百万INR	50%	OEM事業

- (注) 1. 議決権比率は間接保有分を含んでおります。
 2. オンキョー&パイオニア株式会社は2020年10月1日付にて当社に吸収合併しております。
 3. オンキョーサウンド株式会社及びオンキョー株式会社は、2020年10月12日付にて当社が新設分割を行うことにより設立しました。

3. 対処すべき課題

グローバル経済はより複雑な市場構造へと変化し、国内市場も少子高齢化や生活ニーズの多様化等を背景に、一段と変化の激しさが増してきております。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経済状況が続くことが見込まれ、収束までの期間が長期化した場合、世界経済が更に下振れするリスクも懸念されます。

このように企業を取り巻く環境が大きく変化する中、多様な事業展開を進める当社グループは、事業構造改革や経営資源の最適化によって、設計・生産・販売プロセスを常に適正な体制に刷新し続け、市場規模の変化に応じた体制を構築していくことが経営上の重要な課題となっております。

また当社グループでは、ホームAV事業譲渡を早急に進め早期に債務超過解消を図りますが、営業遅延債務が残るためこれを早期解消することと、また運転資金としての新たな資金調達手段を構築していくことが重要課題と認識しております。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅エンターテインメントやテレワーク環境構築ニーズが増加していることから、在宅シアターやテレワークライフスタイルオーディオの提案を行う等、新しい生活様式に応じた提案を行っていくことも、継続して取り組むべき重要課題と認識しております。

さらに、AIやIoTの次世代の世界は、住宅、家電、クルマなど、その活用分野が広がっており、スマートホームやスマートタウン、クルマとの連携など、当社が従来取り組んでこなかった分野に技術の強みを結び付け、また多様な企業とコラボレーションを進めて当社の技術も磨き、既成概念に捉われない新たな価値提案を進めてまいります。

II. 会社の現況

会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 舘 宗 徳	C E O
代表取締役副社長	宮 田 幸 雄	
取 締 役	林 亨	経営企画担当
取 締 役	宮 城 謙 二	ホームエンターテイメント事業統括
取 締 役	吉 田 和 正	CYBERDYNE(株) 社外取締役 (株)オープンストリームホールディングス 社外取締役 フリービット(株) 社外取締役 (株)マイナビ 社外取締役
取 締 役	小 谷 進	
常 勤 監 査 役	山 田 格 也	
監 査 役	西 浦 孝 充	公認会計士
監 査 役	石 本 慎 一	アズタックス税理士法人理事 税理士

- (注) 1. 取締役のうち吉田和正氏及び小谷進氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち西浦孝充氏及び石本慎一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役西浦孝充氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役石本慎一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査役西浦孝充氏及び監査役石本慎一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
6. 取締役小野幹夫氏は2020年6月24日付で取締役を辞任しております。
7. 取締役奥田伸明氏は2020年6月25日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社のすべての子会社の取締役、監査役および執行役員（以下、「役員等」といいます）との間で、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は、特約部分も含め、会社が全額負担しており、役員等の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約においては、被保険者が役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者に発生する損害賠償金および争訟費用が填補されることとなりますが、被保険者の違法な行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

- ・当社の取締役の個人別報酬については、固定金銭報酬のみとして、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は設定せず、各取締役の役職、役割、在任年数等に応じて支給額を決定するものとする。
- ・固定の金銭報酬である基本報酬：業績連動報酬等である賞与：非金銭報酬等であるストックオプションの割合は、1:0:0となるように支給するものとする。
- ・基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、毎年6月中に各取締役の報酬を決定し改定後の報酬を7月より毎月従業員給与の支給日に支給するものとする。
- ・各取締役に支給する固定報酬は、株主総会が決定する報酬等総額の限度額内で、会社の業績及び担当業務に相応しい水準となるように、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が各取締役の役職、役割、在任年数等に応じて素案を作成し、独立社外取締役及びその他の代表取締役との討議を踏まえたうえで決定するものとする。

(5) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	基 本 報 酬
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	72百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13百万円 (6百万円)
合 計	11名	86百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2011年6月22日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年6月22日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役大肚宗徳に対し各取締役の基本報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 監査役石本慎一氏は、アズタックス税理士法人の理事を兼務しております。当社とアズタックス税理士法人との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役吉田和正氏は、CYBERDYNE株式会社、株式会社オプ・ンストリーム・ホールディングス、フリービット株式会社、株式会社マイナビの社外取締役を兼務しております。当社と各社との間には特別の関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
社外取締役 吉田 和正	当事業年度中14回開催された取締役会のうち13回出席しております。主にコーポレートガバナンスの強化と透明性の確保に向け、同氏の長年にわたる経営の専門家としての豊富な経験と幅広い見地から定期的に開催される取締役会に出席し、助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 小谷 進	2020年6月25日就任以降、当事業年度中11回開催された取締役会に全回出席しております。主に当社の手がける事業に関する理解が深く、今後の業績改善に向けて各事業の改善点について、今まで培われた音響機器事業における経験・見地から定期的に開催される取締役会に出席し、助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 西浦 孝充	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、定期的に開催される取締役会及び監査役会に出席し、議案の審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役 石本 慎一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、監査役会13回の全てに出席しております。税理士としての専門的見地から、定期的に開催される取締役会及び監査役会に出席し、議案の審議等に必要発言を適宜行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,088	流動負債	8,266
現金及び預金	470	支払手形及び買掛金	4,886
受取手形及び売掛金	6,511	短期借入金	660
商品及び製品	797	未払金	1,625
仕掛品	85	未払費用	261
原材料及び貯蔵品	1,073	未払法人税等	97
未収入金	465	前受金	407
前渡金	339	製品保証引当金	149
その他	394	事業構造改善引当金	31
貸倒引当金	△5,049	その他	145
固定資産	1,126	固定負債	294
有形固定資産	82	リース債務	11
建物及び構築物	79	繰延税金負債	57
機械装置及び運搬具	1	退職給付に係る負債	6
工具、器具及び備品	0	資産除去債務	85
無形固定資産	20	その他	133
投資その他の資産	1,023	負債合計	8,560
投資有価証券	913	(純資産の部)	
長期貸付金	92	株主資本	△2,914
その他	110	資本金	11,740
貸倒引当金	△92	資本剰余金	11,134
資産合計	6,214	利益剰余金	△25,734
		自己株式	△54
		その他の包括利益累計額	458
		その他有価証券評価差額金	0
		為替換算調整勘定	457
		新株予約権	3
		非支配株主持分	107
		純資産合計	△2,345
		負債純資産合計	6,214

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結損益計算書

（ 自 2020年4月1日
至 2021年3月31日 ）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	8,873
売上原価	8,086
売上総利益	786
販売費及び一般管理費	4,704
営業外収益	3,918
受取利息及び配当金	8
受取ロイヤリティ	39
受取保険	17
為替差益	93
その他	88
営業外費用	247
支持払利息	58
分法による投資損失	307
売上割	0
支払手数料	266
その他	13
経常損失	647
特別利益	4,317
固定資産売却益	276
投資有価証券売却益	36
関係会社株式売却益	72
事業構造改善引当金戻入額	2
特別損失	387
減損損失	107
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	20
貸倒引当金繰入額	1,726
事業構造改善費用	101
臨時損失	218
税金等調整前当期純損失	2,173
法人税、住民税及び事業税	△36
法人税等調整額	△16
当期純損失	6,103
非支配株主に帰属する当期純損失	6,050
親会社株主に帰属する当期純損失	180
	5,869

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,694	流 動 負 債	7,669
現金及び預金	116	支 払 手 形	53
売 掛 金	5,937	買 掛 金	4,007
商 品 及 び 製 品	69	関係会社短期借入金	1,038
原材料及び貯蔵品	376	リ ー ス 債 務	3
関係会社短期貸付金	881	未 払 金	1,948
未 収 入 金	547	未 払 費 用	93
未 収 消 費 税 等	63	未 払 法 人 税 等	93
立 替 金	1,170	前 受 金	192
前 払 費 用	267	製 品 保 証 引 当 金	142
そ の 他	168	事 業 構 造 改 善 引 当 金	31
貸 倒 引 当 金	△5,902	そ の 他	65
固 定 資 産	1,648	固 定 負 債	520
投資その他の資産	1,648	リ ー ス 債 務	4
投資有価証券	513	繰 延 税 金 負 債	10
関係会社株式及び出資金	1,037	関係会社事業損失引当金	419
長期貸付金	92	資 産 除 去 債 務	85
そ の 他	98	負 債 合 計	8,190
貸 倒 引 当 金	△92	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	5,343	株 主 資 本	△2,851
		資 本 金	11,740
		資 本 剰 余 金	11,032
		資 本 準 備 金	11,032
		利 益 剰 余 金	△25,568
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△25,568
		繰 越 利 益 剰 余 金	△25,568
		自 己 株 式	△54
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		新 株 予 約 権	3
		純 資 産 合 計	△2,846
		負 債 純 資 産 合 計	5,343

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

損益計算書

（ 自 2020年4月1日
至 2021年3月31日 ）

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		4,240
売	上		3,496
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		743
營	業 外 収 益 及 び 配 当 金		2,246
營	業 外 収 益 及 び 配 当 金		1,503
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	8	
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	18	
	受 取 取 保 険 料	17	
	受 取 取 保 険 料	8	
	為 替 の 差 益 他	30	
	為 替 の 差 益 他	30	113
營	業 外 費 用		
	支 払 利 息	22	
	支 払 手 数 料	172	
	関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	174	
	そ の 他	45	414
特	別 常 損 失		1,804
	関 係 会 社 株 式 売 却 益	213	
	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	6	
	事 業 構 造 改 善 引 当 金 戻 入 額	2	222
特	別 損 失		
	投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
	関 係 会 社 株 式 評 価 損	598	
	減 損	21	
	関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	215	
	抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	1,565	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,762	
	事 業 構 造 改 善 費 用	61	
	臨 時 損 失	218	
	固 定 資 産 売 却 損	25	4,468
税	引 前 当 期 純 損 失		6,050
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11	
	法 人 税 等 調 整 額	9	20
当	期 純 損 失		6,071

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月2日

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 Ks Lab.

大阪府大阪市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 八 田 和 信 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 松 岡 繁 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オンキヨーホームエンターテイメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2017年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても1,804百万円の経常損失を計上していること、取引先に対する営業債務の支払遅延が当事業年度末現在で1,704百万円（前事業年度末1,194百万円）存在していることに加え、当事業年度に当期純損失を6,071百万円計上した結果、当事業年度末現在で2,846百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月26日開催の取締役会において、2021年6月25日に開催された定時株主総会の承認を得られること等を条件として、ホームAV事業の全部を譲渡することを決議し、本定時株主総会において承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役会を定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等から、その構築および運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等および監査法人 Ks Lab. から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、その事業および財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、その解消にむけ各種施策を早急に実現し、業績の早期改善を図ることが重要な課題となっております。監査役会は、引き続き会社によるこれらの取り組みについて監視、検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人Ks Lab. の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人Ks Lab. の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年8月2日

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 監査役会

常勤監査役 山田 格也 ㊟

監査役 西浦 孝充 ㊟

監査役 石本 慎一 ㊟

(注) 監査役西浦孝充、石本慎一は、「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。

以 上

臨時株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、株主名簿等の管理事務を株主名簿管理人に委託しておりましたが、今後は自社にて管理することとし、現行定款第11条（株主名簿管理人）について、株主名簿管理人の規定を削除するものであります。また、合わせて、現株主名簿管理人に係る条項である第12条の5 3. 及び第12条の6 3. を修正するものであります。効力の発生日は、2021年9月4日とするものであります。
- (2) 当社は、C種種類株式発行当時は、当社普通株式の東京証券取引所への上場維持のために債務超過解消と債務の減少を目的としてC種種類株式を発行したものの、C種種類株式とは別に当社普通株式の東京証券取引所への上場維持を目的として発行した第11回新株予約権及び第12回新株予約権の未行使により、C種種類株式の発行に係る目的は果たせなくなり、当社の状況が大きく変化いたしました。C種種類株式の株主も、C種種類株式の発行当時において、当社がC種種類株式の発行により、必ずしも当社の債務超過解消及び当社普通株式の東京証券取引所への上場維持が確約できるものではないと認識していたものの、上記の状況の変化は、想定外の結果となりました。そのような状況下、当社は、2021年4月中旬以降、非上場株式となる当社普通株式についての取扱いなどを確認するなかで、C種種類株式についても、その割当先のほとんどが当社取引先や協力先であり、何かしら手当てをすることができないか検討を開始し、C種種類株式の株主へこのままC種種類株式の内容に基づく優先配当権を保有するか、又は上場廃止となり市場で売買ができない株式ではあるものの、議決権を保有できる当社普通株式に転換するか選択肢を与え、できるだけ継続した支援や友好関係を保っていきたく、当社より当社普通株式への転換方法を提案する考えにいたり、C種種類株式の内容を一部変更するものであります。効力の発生日は、2021年9月6日とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第10条（条文省略）	第1条～第10条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第11条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u> 第12条～第12条の5 2. (条文省略) 第12条の5 3. 償還請求受付場所 <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</u> 第12条の5 4.～第12条の6 2. (条文省略) 第12条の6 3. 現物償還請求受付場所 <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</u> 第12条の6 4. (条文省略) (新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 <u>(削除)</u> 第12条～第12条の5 2. (現行どおり) 第12条の5 3. 償還請求受付場所 <u>オンキヨーホームエンターテイメント株式会社</u> 第12条の5 4.～第12条の6 2. (現行どおり) 第12条の6 3. 現物償還請求受付場所 <u>オンキヨーホームエンターテイメント株式会社</u> 第12条の6 4. (現行どおり) <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第12条の6の2</u> <u>普通株式対価取得請求権</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>C種種類株主は、2021年9月6日以降、当会社に対して、次項に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式（以下、「対価普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、C種種類株主に対して交付する。</p> <p>ただし、本項に基づくC種種類株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下、「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i)各C種種類株主による普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のC種種類株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるC種種類株式以外の普通株式対価取得請求に係るC種種類株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するC種種類株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分その他の当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p> <p>「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当会社の発行可能株式総数より、(II) (i)当該普通株式対価取得請求日における発行</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数および(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。</u> </p> <p> <u>「請求対象普通株式総数」とは、C種種類株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたC種種類株式の数に、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における第3項および第4項に定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。</u> </p> <p> 2. 取得と引換えに交付する普通株式の数 </p> <p> <u>対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、第3項および第4項に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</u> </p> <p> 3. 当初取得価額 </p> <p> <u>取得価額は、当初、2円とする。ただし、取得価額は、第4項の規定により調整されることがある。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="394 156 605 183">4. 取得価額の調整</p> <p data-bbox="445 190 993 389">(1)当社は、2021年9月6日以降、次号①乃至⑤に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。</p> $ \begin{array}{rcl} \text{調整} & & \text{既発行普通株式数} \\ \text{後} & & \text{前} \\ \text{取得} & \text{=} & \text{取得} \times \\ \text{価額} & & \text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数} \end{array} $ <p data-bbox="445 621 993 719">(2)取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p data-bbox="501 726 993 1233">①当会社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、当会社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合、会社分割、株式交換または合併による場合を除く。)、調整後取得価額は、払込期日(無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p data-bbox="501 1240 993 1264">②株式分割により当会社普通株式を発行する</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初取得価額によって請求または行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④当会社の発行した取得条項付種類株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めに関わらず、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>用する。</p> <p>(3)取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>①円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</p> <p>②取得価額調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、前号②の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(4)第2号の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当会社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5)本項に定めるところにより取得価額の調整を</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の7～第46条 (条文省略)</p>	<p><u>行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにC種種類株主に通知する。ただし、第2号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p>第12条の7～第46条 (現行通り)</p>

以 上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

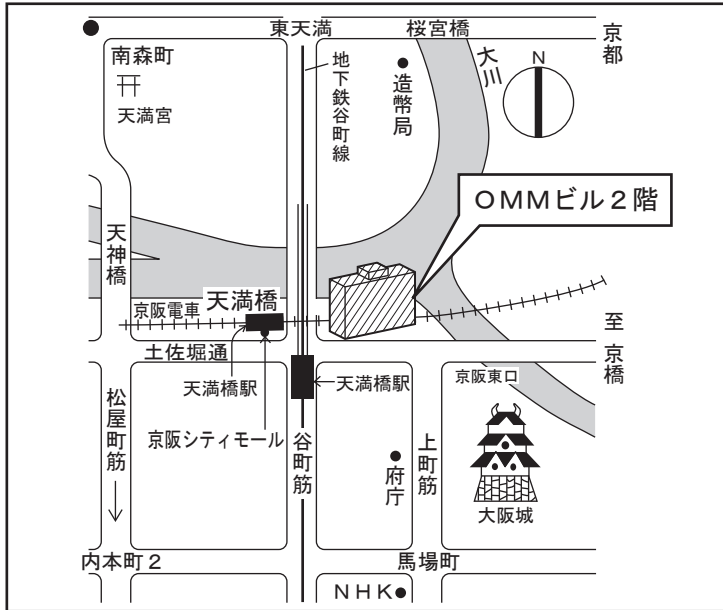
議案 定款一部変更の件

臨時株主総会参考書類に記載の議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
OMMビル2階
201～204会議室



【交通のご案内】

最寄駅 京阪電車天満橋駅 東出口

地下鉄谷町線天満橋駅 北出口

※ お車でのご来場はお控えくださいますよう、お願い申し上げます。